

## 町の農業振興・発展のため 農地の転用には申請が必要です

町では農用地として利用すべき土地に対して、農業振興地域整備計画で農用地区域として指定。農業の発展のため、必要な施策を集中的に実施しています。

このため、農用地区域に該当する農地を転用する場合には、農用地区域からの除外の申請が必要となります。

ご不明な点は、本庁産業課または総合支所産業建設室までお問い合わせください。

### 農用地区域とは

農用地区域は、町がおよそ10年間を見通して、農用地として利用すべき土地に設定します。農用地区域は、町が策定する農業振興地域整備計画で農用地利用計画として定めることで設定されます。

### 農用地内の農地転用は申請が必要

農用地区域内の農地を住宅などに転用する場合は、農用地区域からの除外が必要です。また、町農業委員会に申請し、農地法による転用許可を受ける必要があります。

## 農用地区域の除外要件

農用地区域からの除外には、次の4つの条件をすべて満たす必要があります。

- ①農用地区域以外の土地では、代わりとなる土地が無いこと
- ②農用地集団化や農作業効率化など、農用地区域の利用に支障をきたさないこと
- ③農用地区域内の土地改良施設のもつ機能に、支障を及ぼす恐れがないこと
- ④土地基盤整備事業完了後、8年を経過しているものであること

## 農用地区域変更申請受付期間 6月1日(日)～30日(火)

### 農用地区域の除外手続き

農用地区域内の農地について、転用を希望する場合の手続きは次の通りです

- ①変更事由の発生 農用地区域内の農地の転用を希望する場合、役場に農用地区域除外の申請をします(申請ができる期間は決まっています)。
- ②農用地利用計画変更案の作成 町では、申請者をはじめ関係権利者の意向と農業振興上の農地の必要性などを勘案し、農用地利用計画の変更案を作成します。
- ③公告・縦覧 町は、作成した農用地利用計画変更案を公告。30日間縦覧します。
- ④県知事へ承認申請 町は、計画縦覧後15日間の異議申出期間内に申し出がなければ、県知事から農用地利用計画の変更案についての承認を受けます。
- ⑤農業振興地域整備計画の公告・縦覧 町は承認を受けた後、地域住民に対し農業振興地域整備計画の変更を知らせるため公告します。
- ⑥除外を行う旨の通知 町は、農業振興地域整備計画の変更を公告する際、申請者に申請地を農用地区域から除外する旨を通知します。この後、申請者は町農業委員会に対して農地転用許可申請をし、県知事の許可を受けて、初めて農地の転用ができます。

### 違反した場合の罰則規定

農地を無断で転用した場合や、転用許可に係る事業計画通りに転用していない場合は、農地法に違反することになります。この場合、

工事の中止や原状回復などの命令がなされることがあります。また、3年以下の懲役や、30万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

## 皆さんの身近な「相談窓口」 行政相談委員会にご相談ください

年金・河川・道路管理など、国の仕事やその手続き・サービスについて、思っていることはありますか? 「困っていることがある」「こうしてほしい」「どこに相談したら良いか分からない」...

このような行政に関する意見や相談を聞き、解決の促進を図るのが行政相談です。

そして皆さんの身近な窓口になるのが行政相談委員会と呼ばれる人たちです。総務大臣が特にお願いした民間の有識者で、本町には2人の委員がいます。

行政相談週間は、本制度をより多くの人に知っていただき、活発に利用してもらおうと、毎年春と秋の2回実施している週間です。相談された内容は秘密厳守。相談は無料です。気軽に相談ください。毎月の相談日については、広報紙のくらしのカレンダーにも掲載しています。ご確認ください。

### 問い合わせ

静岡行政評価事務所  
〒420-0853 静岡市葵区追手町9-50 ☎054(254)1100



渡邊妙子さん (八中)  
☎ (56) 0736



佐藤京子さん (上岸)  
☎ (59) 2452

### 本町の行政相談委員

わたしたちに相談してください

### Topics

## このほど行政相談委員を退任された中村とし子さんに、鳩山邦夫総務大臣から感謝状贈呈

行政相談委員として長年ご尽力された中村とし子さんにこのほど、鳩山総務大臣から感謝状が贈呈されました。

とし子さんは民生委員を15年、その後行政相談委員を5年間と、足かけ20年にわたって、地域のよき相談相手としての役割を担いました。近年では、渡邊妙子さんと共に行政相談のPR活動にも熱心に取り組み、町内小学校での出前教室の講師なども務めました。とし子さんは、「自分が委員になるまで行政相談のことを知りませんでした。同



中村とし子さん (小長井)

総務課 ☎ (56) 2220

じょうに、町内にも知らない人がたくさんいると思います。もつと多くの人に本制度を知ってほしい、活用してほしいと思いながら務めました。先輩委員の渡邊妙子さんには女性の声を聞くことの大切さなど、とてもたくさんのお話を教わりました。助けられることも多く、本当に感謝しています。微力ではありますが、これからも本町のお手伝いをしていければと思っています。」と話していました。

感謝状は4月10日、総合支所で行政評価事務所長から本人に伝達されました。